

議案第 1 号

令和 7 年度和歌山市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度和歌山市一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 3 2 9, 8 1 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 6 1, 8 5 6, 8 5 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 6 月 1 2 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

第1表

歳入歳出予算補正（第2号）

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		38,705,383	536,547	39,241,930
	2 国庫補助金	3,073,730	412,042	3,485,772
	3 国庫交付金	8,090,114	117,505	8,207,619
	4 国庫委託金	17,522	7,000	24,522
16 県支出金		12,981,589	7,785	12,989,374
	2 県補助金	2,819,362	396	2,819,758
	4 県委託金	220,449	7,389	227,838
18 寄附金		2,882,040	5,000	2,887,040
	1 寄附金	2,882,040	5,000	2,887,040
19 繰入金		809,498	336,570	1,146,068
	1 基金繰入金	700,641	336,570	1,037,211
21 諸収入		2,789,767	163,389	2,626,378
	7 雑入	1,349,479	163,389	1,186,090
22 市債		6,825,500	607,300	7,432,800
	1 市債	6,825,500	607,300	7,432,800
歳入合計		160,527,040	1,329,813	161,856,853

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		13,017,168	37,933	13,055,101
	1 総 務 管 理 費	8,108,744	48	8,108,792
	3 市 民 生 活 費	603,581	10,900	614,481
	6 統 計 調 査 費	259,027	7,394	266,421
	7 文化スポーツ費	1,181,259	19,591	1,200,850
3 民 生 費		80,301,297	46,686	80,347,983
	1 社 会 福 祉 費	33,304,012	36,236	33,340,248
	2 生 活 保 護 費	18,341,221	10,450	18,351,671
4 衛 生 費		9,834,011	29,823	9,804,188
	1 保 健 衛 生 費	4,306,681	41,184	4,265,497
	2 清 掃 費	5,080,942	11,361	5,092,303
6 商 工 費		3,706,625	23,485	3,730,110
	2 観 光 費	951,659	23,485	975,144
7 土 木 費		8,778,420	1,073,001	9,851,421
	1 土 木 管 理 費	1,037,999	375	1,038,374
	2 道 路 橋 梁 費	3,387,558	695,569	4,083,127
	5 都市計画道路費	250,821	238,600	489,421
	6 公 園 費	358,712	138,457	497,169
8 消 防 費		5,427,843	9,962	5,417,881
	1 消 防 費	5,427,843	9,962	5,417,881
9 教 育 費		10,171,652	180,450	10,352,102
	1 教 育 総 務 費	2,314,671	6,522	2,321,193
	2 小 学 校 費	2,832,104	2,890	2,834,994
	3 中 学 校 費	815,785	2,961	818,746
	6 社 会 教 育 費	2,154,819	1,188	2,156,007
	7 保 健 体 育 費	711,644	166,889	878,533
12 諸 支 出 金		8,998,977	8,043	9,007,020
	1 公 営 企 業 費	8,785,468	8,043	8,793,511
歳 出 合 計		160,527,040	1,329,813	161,856,853

第2表

債 務 負 担 行 為 補 正

1 追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地方道整備事業 (岡崎130号線)	令和8年度	62,500
合 計		62,500

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
資機材搬送車更新事業	令和8年度	24,345
合 計		24,345

第3表

地 方 債 補 正

1 追 加

(単位 千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
観光基盤施設整備事業	18,100	証書借入又は債券発行	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
共同調理場建設事業	125,100	〃	〃	〃
教育施設整備事業	5,800	〃	〃	〃
計	149,000			

2 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
道路施設改善事業	849,200	証書借入又は債券発行	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	1,014,500	証書借入又は債券発行	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
地方道整備事業	567,100	〃	〃	〃	704,300	〃	〃	〃
街路事業	123,400	〃	〃	〃	228,500	〃	〃	〃
公園施設整備事業	34,000	〃	〃	〃	109,000	〃	〃	〃
消防施設整備事業	878,100	〃	〃	〃	853,800	〃	〃	〃
計	6,825,500				7,283,800			

議案第 2 号

令和 7 年度和歌山市駐車場管理事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度和歌山市駐車場管理事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 7 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 6 2 8, 1 3 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 7 年 6 月 1 2 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

第1表

歳入歳出予算補正（第1号）

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 市債		-	2,700	2,700
	1 市債	-	2,700	2,700
歳入合計		1,625,437	2,700	1,628,137

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 道路駐車場 管 理 費		113,058	2,700	115,758
	1 道路駐車場 管 理 費	113,058	2,700	115,758
歳出合計		1,625,437	2,700	1,628,137

第2表

地 方 債 補 正

1 追 加

(単位 千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
道路駐車場整備事業	2,700	証書借入又は債券発行	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
計	2,700			

議案第 3 号

令和 7 年度和歌山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度和歌山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,064 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12,133,239 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 12 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

第1表

歳入歳出予算補正（第1号）

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 諸収入		11,943	10,064	22,007
	1 雑入	11,943	10,064	22,007
歳入合計		12,123,175	10,064	12,133,239

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		82,263	10,064	92,327
	1 総務管理費	82,263	10,064	92,327
歳出合計		12,123,175	10,064	12,133,239

議案第4号

令和7年度和歌山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和7年度和歌山市公共下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度和歌山市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4号を次のように改める。

(4) 主要な建設改良事業

管渠整備事業	3,066,066 千円
ポンプ場整備事業	888,759 千円
処理場整備事業	1,320,835 千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,275,854千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,280,446千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額229,678千円、当年度分損益勘定留保資金3,894,681千円、繰越利益剰余金処分額188,318千円及び当年度利益剰余金処分額963,177千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額234,223千円、当年度分損益勘定留保資金3,894,337千円、繰越利益剰余金処分額257,425千円及び当年度利益剰余金処分額894,461千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 下水道事業資本的収入	7,465,586 千円	83,902 千円	7,549,488 千円
第1項 企 業 債	3,928,600 千円	45,400 千円	3,974,000 千円
第2項 補 助 金	2,685,424 千円	34,963 千円	2,720,387 千円
第3項 負 担 金	850,562 千円	3,539 千円	854,101 千円
	支	出	
第1款 下水道事業資本的支出	12,741,440 千円	88,494 千円	12,829,934 千円
第1項 建設改良費	5,189,021 千円	88,494 千円	5,277,515 千円

第4条 予算第6条の表を次のように改める。

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 2,742,400	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和7年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換
公共下水道事業借換債	451,400			
資本費平準化債	780,200			

			えることができる。
--	--	--	-----------

第5条 予算第10条中「7,903,147千円」を「7,911,190千円」に改める。

第6条 予算第11条中「1,151,495千円」を「1,151,886千円」に改め、次のように処分するものとする。

(1) 減債積立金 1,151,886千円

令和7年6月12日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第 5 号

和歌山市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
和歌山市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 1 2 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
(和歌山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 和歌山市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 9 条第 1 項及び第 2 項」を「第 1 9 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項」に改める。

第 2 4 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第 2 5 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項中「部分休業（育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第 1 9 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条の次に次の 4 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第 2 5 条の 2 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

（1）1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

（2）第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第 1 9 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間）

第 2 5 条の 3 育児休業法第 1 9 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

（育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号の条例で定める時間）

第 2 5 条の 4 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職

員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間
(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第25条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(第27条において「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第26条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第27条中「第14条の規定は、部分休業について準用する。」を「育児休業法第19条第6項において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。」に改める。

(和歌山市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 和歌山市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和28年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項第1号中「一部」を「全部又は一部」に改める。

(和歌山市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 和歌山市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成16年条例第43号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項第1号中「一部」を「全部又は一部」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の和歌山市職員の育児休業等に関する条例第25条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第 6 号

和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 1 2 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 6 年条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項中「第 1 7 条の 2 第 1 項」を「第 1 7 条の 3 第 1 項」に改める。

第 1 7 条の 3 を第 1 7 条の 4 とする。

第 1 7 条の 2 第 1 項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第 1 7 条の 3 とし、第 1 7 条の次に次の 1 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 1 7 条の 2 任命権者は、和歌山市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 4 号）第 2 8 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2）出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- （3）和歌山市職員の育児休業等に関する条例第 2 8 条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- （3）対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第 1 項第 3 号又は前項第 3 号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当た

っては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。
- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第 7 号

和歌山市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 1 2 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市印鑑条例の一部を改正する条例

和歌山市印鑑条例（昭和 4 7 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とする。

第 1 2 条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に、「、当該申請が」を「当該申請が」に、「の上」を「し、前項の申請によるときは個人番号カード用利用者証明用電子証明書が効力を失っていないこと及び電子利用者証明（公的個人認証法第 2 条第 2 項に規定する電子利用者証明をいう。）が有効になされたことも確認し」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は自らの個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項の個人番号カードであって、個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号。以下「公的個人認証法」という。）第 2 2 条第 1 項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。第 1 6 条第 3 号において同じ。）が記録されたものをいう。次条及び第 1 6 条第 2 号において同じ。）を印鑑登録証明書交付申請書に添え、印鑑登録証明書の交付を市長に申請することができる。

第 1 3 条中「個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号。以下この条において「公的個人認証法」という。）第 2 2 条第 1 項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録されている」及び「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）」を削る。

第 1 4 条中「第 7 号」を「第 6 号」に改める。

第 1 6 条第 2 号中「印鑑登録証」の次に「又は個人番号カード」を加え、同条中第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 5 号とし、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

（3）個人番号カード用利用者証明用電子証明書が失効しているとき。

（4）第 1 2 条第 2 項の規定による申請において、印鑑登録証明書の交付を受けようとする者が、印鑑登録者本人でないとき。

附 則

1 この条例は、公布の日から起算して 4 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行

する。

- 2 印鑑登録原票の登録事項及び印鑑登録証明書の記載事項については、この条例による改正後の第5条及び第14条の規定にかかわらず、地方公共団体情報システムの標準化（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）第2条第3項に規定するものをいう。）の実施作業の完了に時間を要する場合に限り、その間、なお従前の例によることができる。

議案第 8 号

和歌山市小児慢性特定疾病児童等に係る日常生活用具の給付に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

和歌山市小児慢性特定疾病児童等に係る日常生活用具の給付に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 1 2 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市小児慢性特定疾病児童等に係る日常生活用具の給付に関する条例の一部を
改正する条例

和歌山市小児慢性特定疾病児童等に係る日常生活用具の給付に関する条例（平成 2 8 年条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

チューブ型包帯 (1 年分)	皮膚疾患群にり患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある状態	外力から皮膚を保護できること。	1 7 0 , 5 0 0 円
--------------------	--	-----------------	-----------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 9 号

和歌山市営片男波海水浴場駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市営片男波海水浴場駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 1 2 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市営片男波海水浴場駐車場条例の一部を改正する条例

和歌山市営片男波海水浴場駐車場条例（平成元年条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 2 項中「得て」の次に「駐車場の全部又は一部を」を加える。

第 3 条中「駐車場法（昭和 3 2 年法律第 1 0 6 号）第 2 条第 4 号に規定する自動車で、車長 4 . 9 5 メートル以下、車幅 1 . 9 5 メートル」を「道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 3 条に規定する普通自動車で、長さ 5 . 0 0 メートル以下、幅 2 . 0 0 メートル」に改める。

第 5 条を次のように改める。

（駐車料金の納付）

第 5 条 駐車場を使用する者（第 1 2 条において「使用者」という。）は、自動車を出場させる際に駐車料金を納付しなければならない。

第 1 2 条に次の 1 項を加える。

2 駐車場内において使用者に生じた次に掲げる損害について、市は、その損害を賠償する責めを負わない。

（1）天災その他不可抗力により生じた損害

（2）車両相互の接触又は衝突により生じた損害

（3）盗難等により生じた損害

（4）前 3 号に掲げるもののほか、市の責めに帰することができない事由により生じた損害

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条の改正規定は、令和 7 年 7 月 1 日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第 10 号

市道路線認定について

道路法第 8 条第 2 項の規定により市道の路線を次のとおり認定する。

令和 7 年 6 月 12 日提出

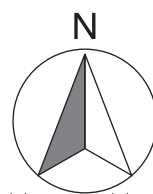
和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

整理番号	路 線 名	起 終 点	備 考
7 - 9 3	吹上 9 3 号線	和歌山市吹上 3 丁目 和歌山市吹上 3 丁目	
7 - 9 4	吹上 9 4 号線	和歌山市吹上 3 丁目 和歌山市吹上 3 丁目	
11 - 2 5 6	宮 2 5 6 号線	和歌山市鳴神 和歌山市鳴神	
16 - 2 0 1	宮前 2 0 1 号線	和歌山市中島 和歌山市中島	
19 - 1 2 3	三田 1 2 3 号線	和歌山市和田 和歌山市和田	
21 - 2 2 0	木本 2 2 0 号線	和歌山市榎原 和歌山市榎原	
24 - 1 7 9	西和佐 1 7 9 号線	和歌山市栗栖 和歌山市栗栖	
24 - 1 8 0	西和佐 1 8 0 号線	和歌山市栗栖 和歌山市栗栖	
24 - 1 8 1	西和佐 1 8 1 号線	和歌山市岩橋 和歌山市岩橋	
24 - 1 8 2	西和佐 1 8 2 号線	和歌山市岩橋 和歌山市岩橋	
24 - 1 8 3	西和佐 1 8 3 号線	和歌山市岩橋 和歌山市岩橋	
25 - 1 7 8	岡崎 1 7 8 号線	和歌山市森小手穂 和歌山市森小手穂	
36 - 8 5	山口 8 5 号線	和歌山市里 和歌山市里	
38 - 1 7 4	雑賀 1 7 4 号線	和歌山市塩屋 5 丁目 和歌山市塩屋 5 丁目	
41 - 2 2 6	名草 2 2 6 号線	和歌山市内原 和歌山市内原	
41 - 2 2 7	名草 2 2 7 号線	和歌山市内原 和歌山市内原	

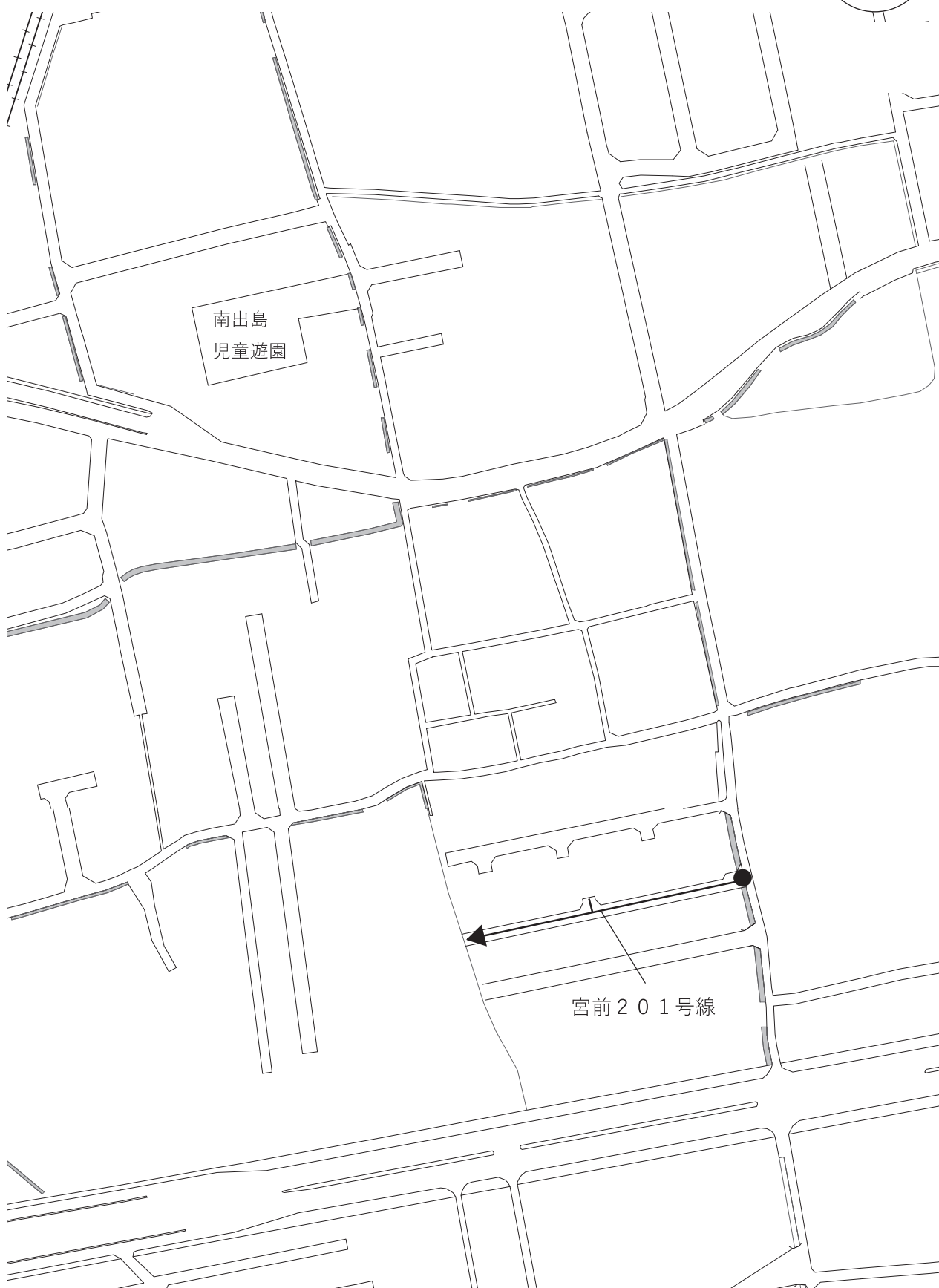
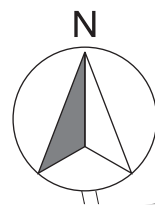
路線認定図



路線認定図



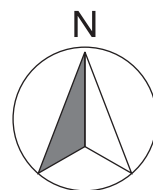
路線認定図



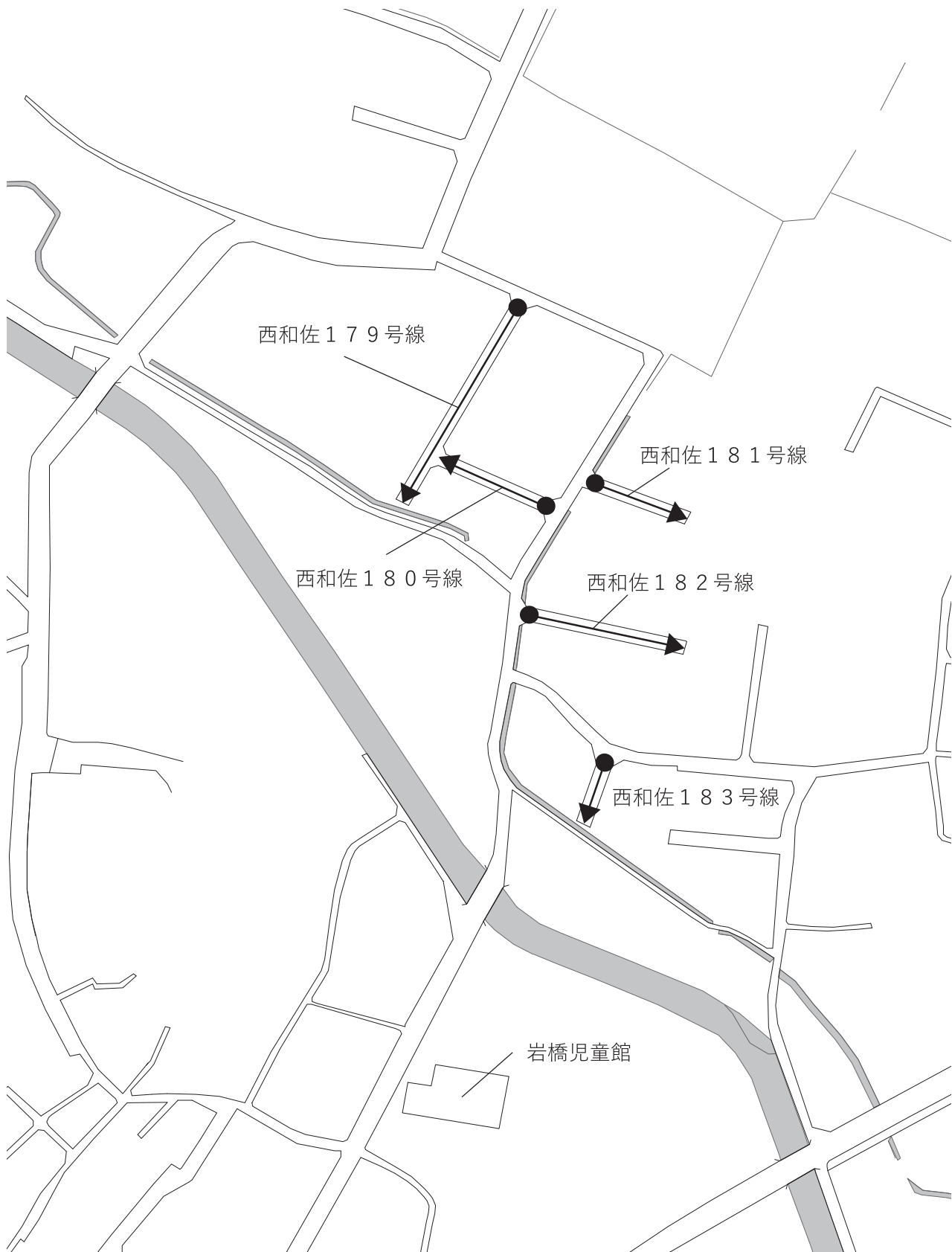
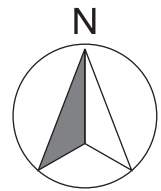
路線認定図



路線認定図



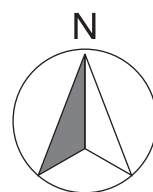
路線認定図



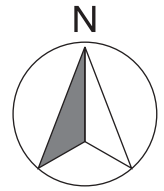
路線認定図



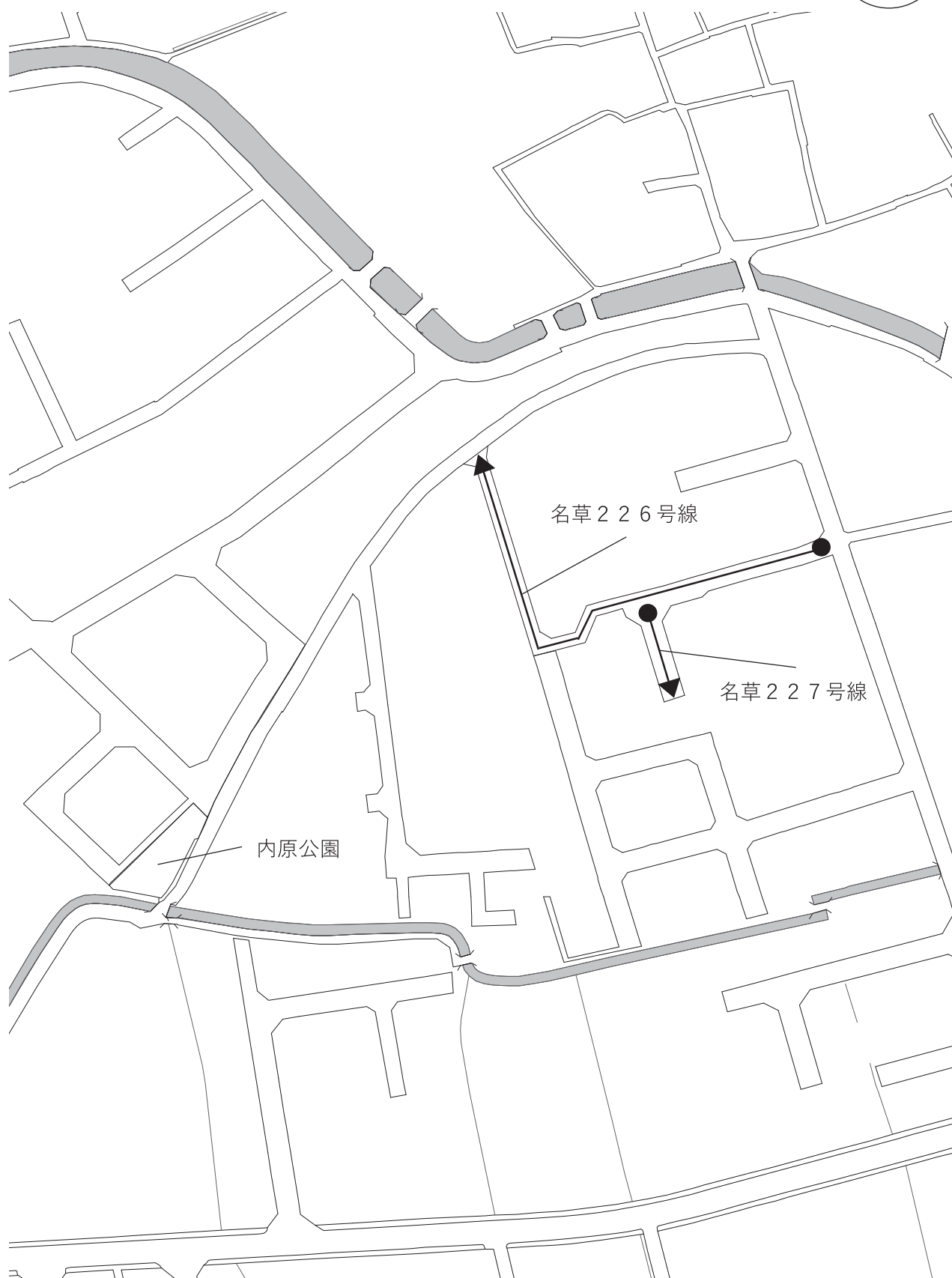
路線認定図



路線認定図



路線認定図



議案第 11 号

あらたに生じた土地の確認について

地方自治法第 9 条の 5 第 1 項の規定により、本市内に次の土地があらたに生じたことを確認する。

令和 7 年 6 月 12 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

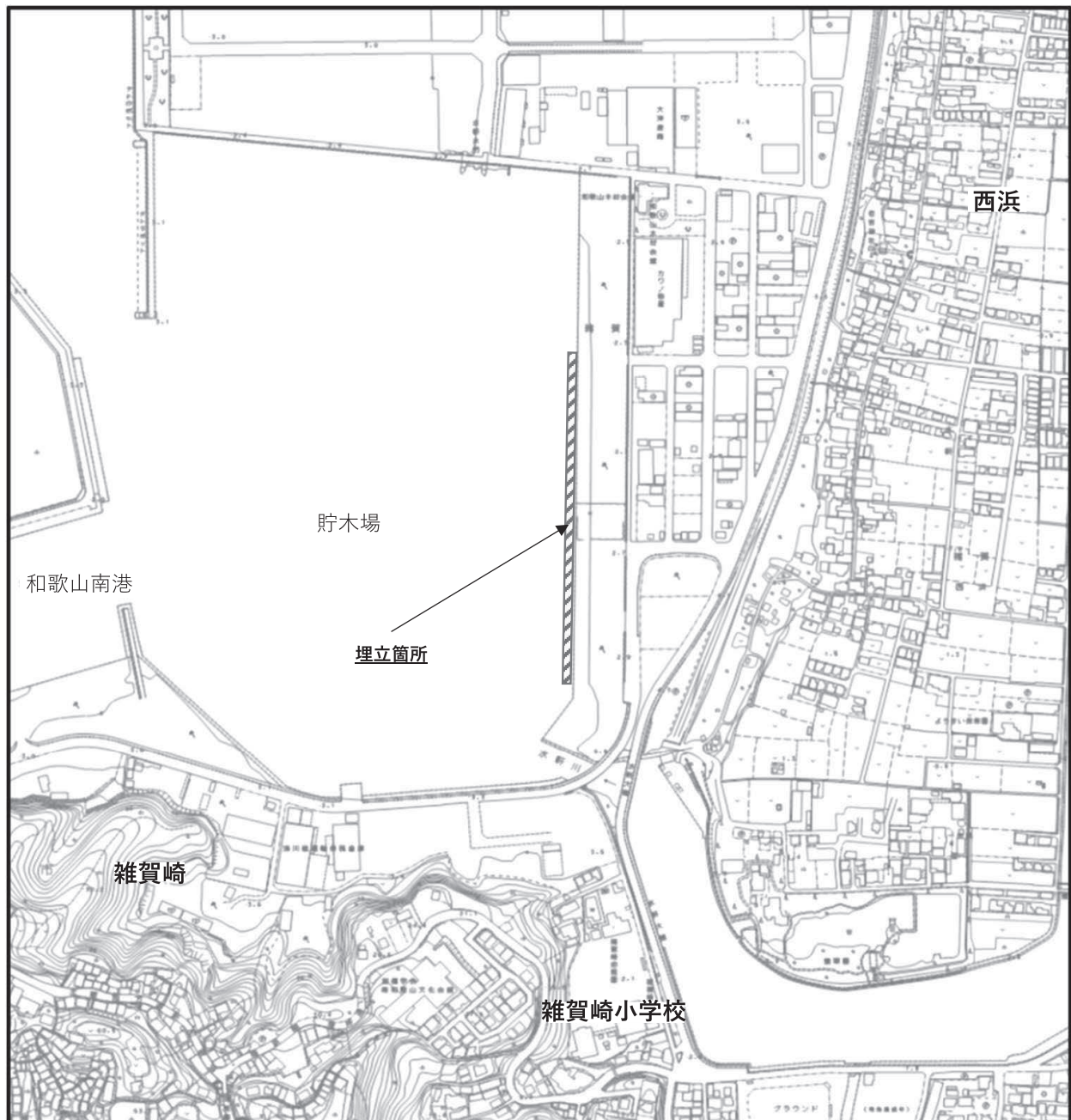
1 位置及び面積

和歌山市西浜字中川向ノ坪 1 6 6 0 番 1 の地先公有水面埋立地

2 5 7 . 2 1 平方メートル

2 埋立人 和歌山県

公有水面埋立地位置図



議案第 12 号

字の区域の変更について

地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、本市内の字の区域を次のとおり変更する。

令和 7 年 6 月 12 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市西浜字中川向ノ坪に編入する区域及び面積

和歌山市西浜字中川向ノ坪 1660 番 1 の地先公有水面埋立地

257.21 平方メートル

公有水面埋立地変更図

